

平成24年7月17日

## 破産同時廃止申立時におけるチェック リスト等の利用及び提出についての御 協力をお願い

代理人弁護士 各位

### 第3民事部破産同時廃止係（早期面接）

早期面接手続は、代理人弁護士申立てによる自己破産手続について、弁護士に対する信頼を基礎として、できるだけ速やかに破産手続を開始しようとする運用方法であり、その趣旨から、面接当日に開始決定がされるか、あるいは管財係に振り替えられることを前提としています。

しかし、現状では、破産申立書中の必要な項目の記載が欠落していたり、申立てに当たって最低限必要な添付資料がそろっていないため、本来は想定されていない追完指示・続行扱いになる事件が多数を占めています。

ところで、本年3月の弁護士会ホームページの改訂に伴い、「破産同時廃止申立てチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）及び「個人破産・免責申立てに当たって用意していただく添付資料等」（以下「添付資料一覧表」という。）へのアクセスが容易になりました。これらはいずれも、申立書等を作成するための手助けとなり、早期面接方式による迅速な審査・開始決定に必須のものです。

そこで、早期面接手続を利用される代理人の皆様におかれては、申立てに当たり、チェックリスト及び添付資料一覧表を利用して、申立書に必要な項目の記載がされていること及び添付資料がそろっていることを十分に確認・点検されるようお願いいたします。また、確認・点検に利用したチェックリスト及び添付資料一覧表は、チェ

ック済みの記載をして破産申立時に申立書と一緒に提出をお願いします。なお、チェックリスト及び添付資料一覧表の同時提出がされず、その結果、必要な添付資料が不足していること等により、破産財団をもって手続費用を支弁するのに不足すると認めることができない申立てについては、破産法の原則どおり管財係扱いになる可能性が高くなることを御了承ください。

当係としては、引き続き、弁護士会の御協力を得ながら、面接当日における適切な手続選別という早期面接手続の本来の趣旨を実現することができるように、同時廃止が可能な事件については全て面接当日に開始決定がされることを目指して努力していきたいと思っております。早期面接手続を利用される代理人の皆様におかれては、チェックリスト及び添付資料一覧表の利用並びにそれらの申立時提出への御協力をよろしくお願いします。